

# 令和4年10月定例会教育委員会次第

日時：令和4年10月25日（火）

午後1時30分～午後3時

場所：犬山市役所4階401会議室

## 1. 開会

## 2. 教育長報告

（前回会議録の承認）

## 3. 付議事件の審議

第27号議案 令和5年度犬山市教職員定期人事異動方針について （学校教育課）

第28号議案 犬山市史編さん委員会専門部会臨時委員（調査協力員）（歴史まちづくり課）  
の委嘱及び専門部会委員（調査執筆委員）の退任について

## 4. 通信及び請願

## 5. 協議・連絡

- |                                    |           |       |
|------------------------------------|-----------|-------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告                 | (文化スポーツ課) | No.1  |
| (2) 令和4年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について    | (学校教育課)   | No.2  |
| (3) 11月・12月行事予定表について               | (学校教育課)   | No.3  |
| (4) 議会の議決を経るべき事件                   | (教育部)     | No.4  |
| (5) 犬山二十歳の集い2023の概要について            | (文化スポーツ課) | No.5  |
| (6) 児童虐待防止推進月間について                 | (子ども未来課)  | No.6  |
| (7) 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について        | (学校教育課)   | No.7  |
| (8) 令和5年度幼稚園・子ども未来園・小中学校儀式等の日程について | (教育部)     | No.8  |
| (9) 犬山市青少年健全育成講演会について              | (文化スポーツ課) | No.9  |
| (10) いじめ防止に向けて                     | (学校教育課)   | No.10 |

## 6. 自由討議

・教育大綱について

## 7. その他

## 8. 閉会

犬山市教育委員会第27号議案

令和5年度犬山市教職員定期人事異動方針について

令和5年度犬山市教職員定期人事異動方針について、別紙の通り定めるものとする。

令和4年10月25日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝

誠

(説 明)

この案を提出するのは、丹葉地方教育事務協議会の令和5年度教職員定期人事異動方針を踏まえて、犬山市教職員定期人事異動方針を定める必要があるからである。

## 令和5年度 犬山市教職員定期人事異動方針

犬山市教育委員会

令和5年度丹波地方教育事務協議会の教職員定期人事異動方針を踏まえて、下記の方針で犬山市教職員定期異動人事を行う。

### 記

- 1 適材適所の人事を進め、教育効果の向上を図る。
- 2 教員が多様な教育活動に携わり、豊富な教職実践を積むことができるようにするとともに、学校間における均衡を重視した教員配置を行う。
- 3 「学び」の授業の充実、「学校の自立」の実現は、管理職の指導力によるところが大きいため、校長・教頭の異動は最小限とする。

また、学校経営を配慮しつつ、他の市町との人事交流を進める。

- 4 教務主任・校務主任の異動には特に配慮し、できる限り市内の異動を中心に考える。

また、学校経営を配慮しつつ、他の市町との人事交流を進める。

- 5 同一校の継続勤務年数の基準を次のようにする。

(1) 一般教員については、10年までとし、特別の事情のない限りこの間に適切な異動が行われるようにする。

(2) 新任教員については、特別の事情のない限り赴任校の継続勤務年数を6年までとする。

## 令和5年度教職員定期人事異動方針

丹葉地方教育事務協議会

## I 方針

令和5年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針に基づき、丹葉地方教育事務協議会は内申権者として人事異動事務を行う。この結果を基にして、愛知県教育委員会に人事内申をする。

- 1 適材適所の人事を進め、教育効果の向上を図る。
- 2 教員構成について、地域間及び学校間における均衡のとれた人事配置を行う。
- 3 遠隔地勤務者に対する計画的な調整を進める。

## II 実施要領

## 1 管理職人事（校長、教頭の人事）

(1) 管理職の転任は、原則として次のようにする。

- ① 同一校の校長及び教頭の同時異動を行わない。
- ② 同一校・同一職勤務2年未満の校長及び教頭については、異動を行わない。

(2) 管理職への昇任は次のようにする。

- ① 校長については、愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
- ② 教頭については、愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
- ③ 校長あるいは教頭へ新規に任用される者は、原則として、令和5年3月31日における年齢が57歳以下の者であること。

## 2 教員人事

(1) 教員が多様な教育活動に携わり、豊富な教職実践を積むことができるようにするとともに、地域間の均衡を重視した教員配置を行う。

- ① 小・中学校の学校種別間交流ならびに広域的人事交流を進める。
- ② 教員の年齢、性別、所有する免許状の種別・教科等を基にして、適正な配置と構成が行われるよう、これに必要な教員の異動を促す。

(2) 同一校の継続勤務年数の基準を次のようにする。

- ① 一般教員の同一校の継続勤務年数を10年までとし、特別の事情のない限りこの間に適切な異動が行われるようにする。
- ② 新任教員にあつては、特別の事情のない限り赴任校の継続勤務年数を6年までとする。
- ③ 同一校継続勤務3年未満の者については、特別の事情のない限り異動の対象としない。

(3) 教員の異動希望、勤務条件の是正等への対応、その他異動の条件について。

- ① 通勤時間は、片道おおむね1時間30分が上限になるように配慮する。
- ② 同一校内職員の婚姻に際しては、転任について特別の配慮をする。

3 その他については、愛知県教育委員会の令和5年度教職員定期人事異動方針及び実施要領に準ずる。

4 県費負担学校事務職員、県費負担学校栄養職員の人事異動方針及び実施に係る要領については、愛知県教育委員会が示す令和5年度の県費負担市町村立学校事務職員、県費負担市町村立学校栄養職員の人事異動方針及び実施要領のそれぞれに準ずる。

## 犬山市教育委員会第28号議案

犬山市史編さん委員会専門部会臨時委員（調査協力員）の委嘱及び専門部会委員（調査執筆委員）の退任について

犬山市史編さん委員会規則第5条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。また、退任の申出により別紙のとおり退任するものである。

令和4年10月25日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

（説明）

この案を提出するのは、犬山市史編さん委員会専門部会臨時委員（調査協力員）の委嘱及び専門部会委員（調査執筆委員）の退任をする必要があるからである。

犬山市史編さん委員会専門部会調査執筆委員及び調査協力員名簿

(任期：委嘱の日から諮問の答申にかかる日まで)

No.	職名	氏名	所属等	備考
1	調査執筆委員	久保正明	愛知学院大学非常勤講師・豊田市史資料調査会	歴史班
2	調査執筆委員	関口哲矢	大同大学など非常勤講師	歴史班
3	調査執筆委員	岡佑哉	愛知学院大学非常勤講師	歴史班
4	調査執筆委員	山中海瑠	名古屋大学大学院人文学研究科・博士前期課程	民俗班
5	調査執筆委員	永田幸枝	特定非営利活動法人 犬山里山学研究所研究員	地理班
6	調査執筆委員	加藤秋人	名古屋経済大学経済学部准教授 地域連携センター副センター長	地理班
7	調査執筆委員	村山 徹	名古屋経済大学経済学部准教授	地理班
8	調査執筆委員	望月友恵	特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク 主任研究員	観光・文化班
	調査執筆委員	鈴木努	子ども未来センター長	観光・文化班
9	調査執筆委員	大島敏裕	拠点校指導教員 (犬山西小学校・羽黒小学校)	観光・文化班
10	調査協力員	井上宗一郎	安祥文化のさと地域運営共同体・総括責任者	民俗班
11	調査執筆委員	後藤真司	(一社) 犬山市観光協会	観光・文化班
12	調査執筆委員	石川慶一郎	愛知工業大学 地域防災研究センター ポストドクトラル研究員	地理班
13	(臨時委員) 調査協力員	長岡昭雄	石上げ祭伝承保存会	民俗班 (石上げ祭関係) ※委嘱の日から 調査終了まで

退任

新規

(1) 設置について

- ・犬山市史の編さんに関する事項について専門的な見地から調査及び検討を行うために設置。
- ・委員は犬山市史編さん委員会規則第5条に基づき、委員長が指名し、教育委員会が委嘱する。
- ・専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

(2) 部会の開催について

- ・年4回程度開催予定。

(3) 本会議の女性比率は15.4%。

※令和4年度に調査執筆委員及び調査協力員12名委嘱済。

※市史編さんの作業にあたり、歴史班、地理班、民俗班、観光・文化班の4班に分かれて活動する。

調査協力員は、専門部会委員の指導の下、調査を行う。

調査執筆委員は専門部会委員の指導の下、調査や執筆を行う。